特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟

利益相反防止規程

（目的）

第 1 条 この規程は、NPO 法人日本パラ・パワーリフティング連盟(以下、「当連盟」という)の運営及び事業の実施において、当法人の役員および職員（以下 「役職員」という。）の利益相反行為を防止するために必要な事項を定め、当法人の職務が公正に行われることを担保すること、さらに 当法人の業務に対する広く一般の方々の信頼を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この規程は、役職員に適用する。

（定義）

第 3 条 この規程において、次に掲げる用語は、次の各号の定義によるものとする。

(1) 利益相反(状態) 当法人の役職員が当法人の事業目的に即した職務に従事する場合のうち、自己又は第三 者に利益(金銭・地位・利権など利益の種類を問わない)をもたらす可能性がある状態を いう。

(2) 利益相反行為 利益相反状態において、当法人の役職員が自己又は第三者の利益を図り、もって当法人 の資金分配の公益性を損なう恐れのある行為をいう。原則として、行為の外形のみから 判断するものとする。また、その行為の種類を問わない。

(3) 利益相反情報 当法人の役職員等につき、利益相反状態が存していることに関する情報のことで、個人 情報を含むものとする。

（禁止事項）

第 4 条 役職員は、業務を行うに当たり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を禁ずる。

2 役職員は、業務を行うに当たり、理事、職員、当法人のその他関係者あるいは実行 団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為を禁ずる。

3 役職員は、その他の利益相反行為を禁ずる。

(自己申告)

第 5 条 役職員は就任または採用時並びに新たに利益相反状態となった場合に利益相 反に該当する事項に関する自己申告を行うものとする。

2 役職員は毎年 5 月に利益相反に該当する事項に関する自己申告を行うものとする。

3 前 2 項に規定する自己申告には次の事項を記載した書面または電磁的記録とする。

4 自身以外に関する利益相反情報
5 利益相反防止に係る事務を所掌する部署は第 1 項及び第 2 項に規定する自己申告の内容の確認を行い、利益相反状態が存在する可能性があると判断される場合は速やかに詳 細の調査及び是正に必要な措置を講ずるものとする。
6 自己申告の内容は秘密とし、原則として利益相反防止 にかかる事務を所掌する部署及びコンプライアンス委員会の委員以外に漏らしてはなら ない。
7 当法人は、第 1 項及び第 2 項に規定する自己申告において第 3 項第 4 号に該当する事項を申告した場合において、申告した内容をもとに申告者に不利益な意思決定をして はならない。

（コンプライアンス委員会）
第 6 条 コンプライアンス委員会の組織及び運営等については、コンプライアンス規程にて別に定める。
2 代表理事は、利益相反に関する重要事項については、コンプライアンス委員会の助言を得た上で決定を行う。

(審議事項等)
第 7 条 次の事項は、コンプライアンス委員会の意見を受けた上で決定するものとする。
(1) 利益相反に関する規程類の改廃
(2) 契約規程に定める随意契約に関する事項
(3) その他必要な事項
2 利益相反防止を所掌する部署は、次の事項をコンプライアンス委員会に報告する。
(1) 契約規程に定める随意契約に関する事項
(2) 第 5 条に規定する自己申告の結果
(3) その他必要な事項

（調査等）
第 8 条 コンプライアンス委員会は、必要と認めるときは、当該利益相反に係る職員に対し、事情聴取、資料提出要求その他必要な調査をすることができる。
2 コンプライアンス委員会は、必要と認めるときは、関係者又は外部専門家の出席を求めその意見を聴くことができる。

（審査結果）
第 9 条 コンプライアンス委員会が第 7 条第 1 項に掲げる事項を審議した結果、当該事案が改善を要すると判断した場合は、委員長は、当該利益相反に係る役職員に対し、改善

勧告を行う。
2 前項の勧告を受けた役職員は、コンプライアンス委員会に対し、勧告を受けて行った事項を速やかに報告しなければならない。

（改廃）
第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議を得て行う。

附則 本規定は、令和 3 年 8 月 1 日より施行する